

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 1 開催日時

令和4年3月23日（水）午後1時30分開議

### 2 開催場所

第1委員会室

### 3 会議に付した案件

#### 1 行政区再編協議

(1) 浜松市区再編（案）パブリック・コメント意見募集結果について（速報）

13:30

○高林修委員長 ただいまより行財政改革・大都市制度調査特別委員会を開会いたします。

欠席委員はございません。

市政記者の傍聴についてお諮りをいたします。許可することよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、許可をいたします。

一般傍聴人の傍聴についてお諮りをします。申出があれば許可することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、申出があれば許可することといたします。

13:30

#### ◎前回委員会における協議内容の確認等

○高林修委員長 それでは、協議に入る前に前回2月18日の委員会で協議した内容を確認いたします。

前回の協議では、令和4年6月までの協議スケジュールについて、当局の提案のとおり進めていくこととなりました。

また、区政担当副市長については、特命事項である中山間地域の定義に対して、柔軟に対応するということを含め、当局の提案を了承することといたしました。

前回委員会における協議内容につきましては、以上となります。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

13:31

### 1 行政区再編協議

#### ◎結論

パブリック・コメント意見募集結果（速報）について当局から説明があり、聞きおくこととしたほか、協議会の在り方について当局の検討状況を確認しました。

## ◎発言内容

### (1) 浜松市区再編(案)パブリック・コメント意見募集結果について(速報)

○高林修委員長 それでは、協議事項(1)パブリック・コメント意見募集の結果の速報について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部長 浜松市区再編(案)パブリック・コメント意見募集結果について(速報)でございます。資料をお願いいたします。

1、募集結果です。このうち意見の提出者数は332人・団体ということで、団体名義でお受けした意見もあるということで、単位は人・団体ということでお願いいたします。また、意見数としては792件で、内訳は提案37件、要望633件、質問122件です。その下の案に対する反映度については、今後市の考え方と併せて整理してまいります。

2の結果内訳です。(1)意見提出者数の区別の状況は、表にお示しのとおり、北区が79件で全体の24%、以下浜北区60件、中区58件の順となっております。(2)意見数の項目別内訳です。別紙1をお願いいたします。A3折込みのカラー刷りの資料になります。別紙1は、パブリックコメントの資料、浜松市区再編(案)の項目別に寄せられた御意見数をお示したもので、緑色の網かけは、パブリックコメント資料の大項目を、水色の網かけは中項目を表しています。表の上側※にお示しをしましたが、項目欄に記載のページは、パブリックコメントの資料ページに対応しております。また、合計欄と区ごとの意見数欄には、意見数の上位3項目を黄色で網かけしております。

それでは、本編の2ページをお願いいたします。

3、結果の考察です。先ほどの別紙1と併せて御覧いただければと思います。項目別の傾向ですが、大項目、別紙1の表では緑色の項目になります。大項目では、1、区割り案に関する意見が約65%、2、再編後のサービス提供体制・住民自治の姿に関する意見が約29%を占めております。中項目、別紙1の水色の項目になりますが、こちらでは、区割り案の概要に関する意見が約31%、区再編の必要性に関する意見が約18%、区再編のメリット・デメリットに関する意見が約14%、①地域拠点の名称、位置、業務内容等に関する意見が約13%でございます。中項目より下の項目、別紙1では、◎または○の項目になります。こちらは意見の内容ごとに整理したもので、◎の区割りの観点等に関する意見が約9%、メリットに関することについての意見が約8%、再編の趣旨・目的に関する意見が約7%でございます。続いて、各区の傾向でございます。別紙1表中の◎の項目ごとの各区における意見数は、中区・東区・西区・南区では、区割りの観点等、区の数・線引き、再編の趣旨・目的、メリットに関すること、デメリットに関することについて多くの意見が寄せられております。北区では、B区に関すること、北区の再編後のサービス提供体制、区の数・線引きに関する意見が多く寄せられております。浜北区からは、区の名称・地名、区割りの観点等、B区に関することについて多くの意見が寄せられております。天竜区は、住民自治(協議会の体制)、主要組織(福祉)の基本的な方向性に関する意見が多く寄せられております。

4、主な意見です。こちらは、別紙2も御用意をしております。少し厚手のものになりますけれども、別紙2は、区再編(案)パブリック・コメントに寄せられた御意見ということでまとめたものになりますが、こちらは寄せられた御意見全てを別紙2に整理してお示しをしているということになります。本編にお戻りいただきまして、4の主な意見は、別紙2からの抜粋になります。

それでは、本編です。

2ページの下のところになりますけれども、1の区割り案の中で区割り案の概要の内定の経緯・理由

につきましては、括弧内にお示しのとおり、別紙2の意見ナンバー1から18の抜粋で、例えば1ポツ目、突然から始まる箇所ですが、文末に括弧で抜粋元である別紙2の意見ナンバーとどこの区からいただいたものかということで区名を記載しており、以下、項目に沿って同様にお示しをしております。それでは、寄せられた御意見につきまして幾つか申し上げます。

3ページをお願いします。中ほどやや下の◎区割りの観点等では、3区にして地域コミュニティが維持できるのか、区役所が遠くなり、不安要素である、区再編は浜松市再生のためといった御意見が寄せられております。

5ページをお願いします。中ほどやや下、区再編の必要性のところでございます。◎再編の趣旨・目的についてですが、1枚おめくりいただき、6ページをお願いします。一番上のポツのところでございます。メリットや必然性が理解できないという意見やその下のポツは、行政と地域コミュニティが一体となって取り組む体制基盤を作っていないと大変なことになる、3区案は妥当であるといった意見が寄せられております。

7ページをお願いします。区再編のメリット・デメリットです。サービス提供体制については、不安しかないという意見や現在以上の市民満足度を期待したいという意見、めくっていただきまして8ページでは、削減効果額に対する指摘やデメリットに関することとして、住所変更の負担感などの意見が寄せられております。2、再編後のサービス提供体制・住民自治の姿、①地域拠点の名称、位置、業務内容等は、9ページにかけて区役所に行かないで済むようにしてほしいであるとか、区長にアウトリーチをしてほしい、また、行政センターの決裁処理に時間がかからないかといった御意見が寄せられております。

9ページの下から10ページにかけては、主要組織として、②福祉、③土木、④防災についてと⑤デジタルの基本的な方向性についての御意見、10ページの下、⑥協働センターのコミュニティ支援の充実では、コミュニティ担当職員についての御意見、11ページは、⑦住民自治（協議会の体制）についての主な御意見になりますので、御確認いただければと思います。

11ページの下側5、参考です。（1）パブリック・コメントの資料配布数です。計1781部を配布いたしました。（2）説明動画及び区協議会中継視聴回数です。パブリックコメントの資料である区再編案の説明動画と各区での区協議会のライブ中継及びアーカイブ視聴の回数の合計でございます。合計で1万1270回の視聴がありました。

説明は以上でございます。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。説明内容について質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

委員の皆様申し上げますが、パブリックコメント個々の意見に対して当局の考え方とか感想を求めるといったような質疑は受け付けませんので、よろしく申し上げます。例えば表記の問題とかそういうことについて質疑があれば御発言願います。

**○加茂俊武委員** 今後、これに回答していくと思うのですが、その辺の時期はいつぐらいに委員会で示せるのかとか、市民に示せるのかとか、その辺の考えを教えてください。

**○区再編推進事業本部長** まず、市民にいつ頃示せるかということからお答えをしますが、案の公表についてはスケジュールを御確認いただいたときに今年の5月ということで、了承をいただいておりますので、まず公表の時期というのは5月になります。本日の資料は、速報ということで、先ほどの私の説明でも案に対する反映度は、市の考え方と併せて整理をしていくということですので、これからお示

しをしていくということになります。5月に公表の予定がありますので、その前に本特別委員会でお示しをしていきたいと考えております。

**○加茂俊武委員** そうすると、委員会として委員長の意見というか、考えもちょっと聞いておきたいのですが、基本的にこのパブリックコメントの考え方、市の考え方を聞いて回答に対する委員会での議論を経て5月に決定をしたいと思います。その辺のスケジュール感はどうですか。

**○高林修委員長** 実は最後のほうで申し上げようと思ったのですが、4月に一応2回委員会は予定をしていますので、そのところで当局の考え方を示していただけたらと思いますので、議論していきたいです。結果的には5月に決定ですので、公表をしていかななくてはいけないので、4月の2回の委員会がその協議の場になると考えています。

**○加茂俊武委員** 分かりました。それで理解をします。

あともう1点だけいいですか。肯定的な意見、それから否定的な意見といった分類みたいな方法は考えていないのでしょうか。

**○区再編推進事業本部長** 今、御指摘頂いた御意見の内容の傾向ということになるかと思っておりますけれども、多くの場合、1の方が複数の意見をお寄せいただいているというような中で、全く同趣旨のことで幾つか言っていただく場合と、このことについてとか違うことについてとか言っていただく場合がありますので、明確に賛意を示されているとか、反対をしているだとかという意見も当然分かるものもありますし、特段そこには触れずにパブリックコメントの素案に対して内容的なところについて御意見や御質問を寄せられているというようなもの、こういうようなもの種々が集まって意見数としては792件と整理しておりますので、明確に賛成、反対をきれいに792件仕分けられるかということ、必ずしもそうはできないと捉えております。

パブリックコメントに対して寄せられた意見というのは、あくまでも素案に対してどういった御意見が寄せられているかということになりますので、それに沿って我々も今回整理してお示ししておりますので、別紙のものが素案の項立てに沿った中で寄せられた御意見というようなことでございます。ですから、こちらを確認していくとそのように読み取れるようなものもあろうかと思っております。

例えば、別紙2の一番最初のページでは、今加茂委員の言われているように少し否定的な御意見のトーンが多いというところが続きます。内定の経緯、理由に関しての御意見ということになります。めぐっていただいて12ページ、こちらの区割りの観点等というブロックになりますが、一通り目をお通しただけだと、比較的肯定的な御意見が寄せられているというところでは。

この寄せられた御意見の792件について、項目に沿って1件ずつ御確認いただく中で、肯定的な意見、否定的な意見どのようなものであるかというものを御確認いただければと考えております。

**○加茂俊武委員** 分かりました。数的にこれが肯定、これが否定とかそれはもちろん明確にはできないとは思いますが、これに対して市の考え方を回答するとき、全部に対してそれぞれ回答することは、多分普通のパブリックコメントでもしていないので、ある程度まとめて回答すると思います。例えば、B区交通に関しての不安が結構多くあったと思うのですが、それぞれに回答していくのか、ある程度精査していくのか、そのときに肯定的なのか否定的なのかというのもある程度分類できると私は思うのだけれども。

**○区再編推進事業本部長** 今、御指摘頂いたとおり、ある程度市の考え方をお示しするときには、幾つか頂いた意見の中で市の考え方が共通する意見が複数あるかと思っております。具体的には複数意見に対して市の考え方は一つ共通でお示しをしていくという整理になるかと考えておりますので、御意見の傾

向というのは今加茂委員御指摘のとおり出てくることはあろうかと思えますけれども、そこに関しても項目に沿って我々が整理してやっていきますので、それでまたお示しをしていくということでございます。

**○加茂俊武委員** 項目ごとに回答をしていくときに、こういった意見が何件あったかというところをしっかりと明記していただければそれで我々も傾向の判断にさせていただきます。

**○酒井豊実委員** 概略を読ませていただきまして、天竜区のところは全部読ませていただきましたが、速報ということで、取捨選択してピックアップしてあるものですからどうかということもありましたが、別紙2の寄せられた御意見というものは、まさにパブリックコメントそのもので提出されたものと区の協議会から区の自治連の説明会、その中で出されたものが掲載されているということによろしいですか。

**○区再編推進事業本部長** 御指摘のとおりでございます。

**○酒井豊実委員** これは、速報値で出された意見と文書で出されたものを事業本部で要約したものになるのか、市民から出された御意見そのものも議事録的にちゃんとデータとしてあるのかどうか伺います。

**○区再編推進事業本部長** 基本にお寄せいただいた意見の表現を最大限尊重して、別紙2として整理させていただいておりますけれども、一部何と申しますか、例えば特定の意見者の個人情報が分かってしまうような表現、「私は何々ですけれども」というようなところは編集しております。そういった個人情報が分からないような形で編集して載せておりますし、区自治会連合会と区協議会の14か所は、意見聴取の場でパブリックコメントとして取扱うことといたしましたので、そちらは議事録がございますので、こちらから編集しているということでございます。

**○酒井豊実委員** 先ほどの質問でも言いましたが、全ての本文、実際の文章そのものはデータとしてあるのかということを確認させてください。

**○区再編推進事業本部長** 募集結果の提出方法というところですが、様々な媒体でいただいておりますので、これらのベースでは持っております。説明会等というのは議事録になります。

**○酒井豊実委員** 今の速報の1ページ目に下の結果内訳の(1)区別の内訳というのが載せられていまして、なるほどと思って拝見しました。やっぱり一番特徴的な北区から79、全体の24%ということで、いかに北区の住民の方々の関心が高いか、それから、内容を読みますと批判的な声も強いと思ひまして、改めて認識を深めたところですが、本部としてはこの北区の79、一番多いと、突出して多いところについて感想と申しますか、どういうことなのか今言えることはありますか。

**○区再編推進事業本部長** 今回、区別の意見の集計もお示ししたわけでございますけれども、御指摘のとおり北区が一番多い79件、浜北区が60件で2番目に多いと、次いで中区というようなこともございます。こちらは、区の線引きということで、特にB区の方の関心が高かったという傾向が出ているのがこの意見提出者数の区別内訳にも表れていると受け止めております。

**○酒井豊実委員** 感想としては、全体に見てこの北区から批判的な声も多いという流れの中では、やはり特別な区域としてしっかり確保すべきだというようなことを強く思ったのが1点です。

2点目は、特別委員会の経過が十分伝わっていないという部分と突如新3区案が示されたということに対する意見が各所から出ているということに対しては、改めて判断をすべきだという意見であります。

**○高林修委員長** ほかにございますか。

**○太田康隆委員** この市外の住所地からの意見というのは、一応市外にいる市民ということですね。

どういう扱いになりますか。

**○区再編推進事業本部長** パブリックコメントのルールの中で、市外の方で意見を寄せられる条件というのがございます。それに関しては、通勤とか通学されている方であるとか、浜松市にかかわるようなことをやられている方、例えば出身であって今も浜松市にかかわって何かやられているという、いわゆる利害関係者であるとか、そのような方であれば御意見を寄せられるということになりますので、今回も近隣の都市から浜松に通勤をしているという方からも頂いたことで、市外の数字が挙がっているというものでございます。

**○太田康隆委員** そうすると、今言われたようなことは、選挙権の資格、例えば居住してから何か月とかで浜松からほかへ住所地を移したとか、そういうこととは関係なくということですね。

**○区再編推進事業本部長** はい、そのとおりでございます。

**○高林修委員長** よろしいですか。念のために言いますと、資料2の29ページの346、347、348が市外となっていますので。ほかにもございますか。

**○松下正行委員** 速報の1ページの案に対する反映度というところですが、通常のパブリックコメントだとこういう分け方をするということですが、この中で今後の参考という項目があるのですが、区の再編のパブリックコメントにおいて、今後の参考というのはどうなのかとちょっと考えますけれども、これは事業本部としてはどう捉えていますか。やはり通常のパブリックコメントと同じような反映度という形で仕分けをしていくのか、区の再編はほかのパブリックコメントとは意味合いが違うかと私は思っていますが、案に対する反映度というのはそのまま同じようにやるのか、区の再編ということで中身を変えることを考えているのか、ちょっと確認したいと思います。

**○区再編推進事業本部長** 案に対する反映度は、パブリックコメントの整理手法で全庁的に共通でございます。本案件に関してもこのとおりやっていく考えでございます。

今後の参考をどう捉えるかということでございますけれども、意見の中には例えば、制度的なことに触れている御意見であるとか、運用面で触れている、指摘されている御意見であるとか様々あるかと思っております。例えば、運用面に関して言うと、今後の参考に整理される区分というのは出てくるのではないかというようなこともございますし、制度に関しても案件によっては今後の参考にできるような御意見もひょっとしたらあるかもしれないと捉えております。

**○高林修委員長** よろしいですか。ほかにもございますでしょうか。

**○岩田邦泰委員** 今回のパブリックコメントは持参もやりますよという話になって、しかも協働センターとかでも受入れをしたと思いますが、そのあたりは今までのパブリックコメントとはやり方が違うと思うのですけれども、実際に協働センターでどのぐらい集まったのかというようなデータはあるのでしょうか。

**○区再編推進事業本部長** 私の手持ちで持っておりますので、今読み上げます。

岩田委員の御指摘のとおり、通常パブリックコメントというのは所管課が直接持参の場合の窓口ということで1か所のみということになります。今回はこの委員会でも御要請いただいて対応できるようにした経緯がございます。

具体的に箇所別と意見の提出者数について申し上げますので、よろしく申し上げます。

まず、再編本部、本来の窓口というところになりますけれども、再編本部が5人、中区富塚協働センターで1、西区区振興課1、南区可美協働センター1、北区区振興課13、北区三ヶ日協働センター3、浜北区区振興課3、浜北区中瀬協働センター1、浜北区北浜南部協働センター2、天竜区水窪協働セン

ター1、天竜区龍山協働センター1、以上でございます。

**○岩田邦泰委員** これだけいろいろなところで回収することができたというのは、それだけ声も拾いやすい状況をつくり出したし、それに意見を頂いたということではないかと思しますので、やり方はよかったのではないかと改めて確認できましたのでありがとうございます。

**○高林修委員長** ほかはございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** では、私のほうから1点。

我々委員会としては、本当に何時間も協議を重ねてきて市民の皆さんの関心度が高いことはこれでよく分かったのですが、これは少し本筋から外れるかもしれませんが、過去にこの792件を超えるようなパブコメの件数はありましたでしょうか。

**○区再編推進事業本部長** パブコメ制度自体の通算の統計というのは広聴広報課でやっているところで、その情報という前提がございますけれども、まず平成26年に実施した子ども・子育て支援新制度に伴い策定する基準についてが2920件、次いで多かったのが平成27年度で浜松市斎場再編・整備方針が1528件、この2つが今回実施した件数よりも多かった2件ということでございますけれども、あくまでも広聴広報課に以前確認をしたところでの話ということでございます。

**○高林修委員長** 分かりました。ありがとうございます。

それではほかには多分よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、本件につきましては、聞きおくこととし、5月の公表までに再度御報告をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

この際、当局から協議会の在り方に関することで発言を求められておりますので、これを許します。

〔資料配付〕

**○高林修委員長** 今2枚の資料が皆様のお手元に配付されたかと思えます。では、市民部長、説明をよろしく申し上げます。

**○市民部長** それでは、ただいま資料を配付させていただきましたけれども、協議会の在り方につきまして少し御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、再編後の協議会の在り方につきましては、本特別委員会におきまして当局案と特別委員会意見という形でこの2案に基づく協議が現在継続中でございます。今後において協議会のいわゆる体制の部分と運用の部分の内容が検討されていくものと私としても認識をしているところでございます。

引き続き議会と当局の二人三脚でこれを進めていくにつきまして、迅速かつ実効ある協議に資する基礎的な情報を収集するという趣旨として、運用していただく側の協議会と、協議会の構成に重要な役割を担うと考えられます自治会に向けまして、ヒアリングを中心に現在行っております意見交換の概要について御説明をさせていただくものでございます。

まず、少し資料から離れますけれども、経過を御説明させていただきます。

意見交換につきましては、2月18日に7区の自治会連合会の会長と続いて2月28日に7区の区協議会会長と、また3月11日でございますが、7区の自治会連合会会長と2回目の意見交換を行っております。この2月18日及び2月28日の意見交換につきましては、当局から新たな市政における地域コミュニティーの重要性と協議会の意義について、また協議会の役割及び現在の区協議会における建議、要望等の状況などを御説明申し上げまして、それぞれ会長さんから御意見を頂戴したものでございます。

区協の会長の皆様からは、運用面に関する現在の課題等の御指摘が多くございました。また、区自治会連合会の会長の皆様からは、主に体制の部分に関しまして当面は現行7区の区協議会を存置していくほうがよいのではないか、といった考え方が示されましたけれども、将来的に目指していく体制の在り方については、この時点では意見を伺うに至りませんでした。このため、このときに頂いた種々の意見につきまして、課題認識を踏まえて、こちらの資料にも掲載してございますが、新たな体制構築に向けたキーワードに少し要約をさせていただくとともに、これを見直しに反映させたものとして、それぞれ当局案と特別委員会案に即してイメージをお示しし、改めて3月11日の2回目の意見交換において資料をお示しして、御意見を伺ったということでございます。

中身については、今お配りをさせていただきました資料をそれぞれの会長会議に示しているということでございます。併せまして2枚目におつけしてございますけれども、協議会の階層の数（地区等の枠組み）、この資料につきましては、3月11日に区の自治会連合会長の会議において資料として提示をさせていただきました。各階層の数の協議を現在特別委員会の中で行っているわけでございますけれども、これを実際の地域の単位に当てはめたときに、区（自治会連合会）から地区自治会連合会までの単位が新たな区の体制においてどのようにつながっていくことになるのかということについて、樹形図的に図示させていただiki、説明用に絵を用意させていただいたということでございます。それとともに2としまして、委員構成として、現在仮に想定されるような団体等の案をお示ししているものでございます。

この3月11日の区自治連会長様方との意見交換におきましては、当局側の説明内容については、御理解いただいたと認識をしておりますけれども、協議会の在り方について一定の方向性を見るにはやはり至りませんでして、引き続き、意見交換を継続するという形になっているところでございます。

説明については以上でございます。

**○高林修委員長** 今配付していただいた2枚の資料に関して、質疑、応答はさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですね。

委員の皆様申し上げますが、この2月18日、2月28日、3月11日の意見交換会には、私と関副委員長は同席をしております。委員会が提案したイメージとして右側の図については、1層目は7つで2層目が最大50ということの補足説明はさせていただきましたが、特に我々正副委員長の立場としては、そこで出された自治会連合会会長それから区協議会会長の意見をお聞きするという立場で出席をさせていただきましたので、ほとんどやり取りは当局と会長との間で行われたということを申し添えておきます。

それでは、この資料も含めて質疑、意見のある方、御発言願います。

**○酒井豊実委員** A3横の資料でC区協というのがちょっと読取りにくいのですが、これは1つの囲みに全部入っていてどう読めばいいのでしょうか。

**○市民部長** 図を見ていただくと、C区の場合については、左端に単位がございまして、これが区を単位とする3つから一番下は地区自治会連合会を単位とする50まで並べてあって、C区については、構成がほぼ変わらないということで、区の単位と、真ん中にあります7とか16と、地区自治会連合会を単位とする50のところは、基本的にその構成が変わらないということになっていて、そうした中で意見交換の中でもこの協議会については2層ではなくて1層でもいいのではないか、というようなお話が出てきたのは、実はこういう状況があるということをお示しさせていただいている資料でございます。

**○酒井豊実委員** これを見まして、先日自治会の関係者の方からそれらしい話をお伺いしたところの反映かと思って確認したかったものですから、そこら辺についてはまだ確定したものではないわけですので、さらに話を深めていくという理解でいいのですよね。

**○市民部長** おっしゃるとおりでございます、これは我々当局がこうしたいということでお示しをしたものではなくて、あくまでも3とか7とか50とかというのが、それぞれの実際の単位で下ろしたときにどういう形で各区の樹形図的につながってくるのか、その実態をお示ししているにすぎないということでございます。ただ、酒井委員がおっしゃるとおり、結果として天竜区の場合はこういう一つの大きな箱のくくりでまとまってしまうものですから、こういった状況を逆に反映して意見交換会での意見が出てきたというのは、我々もこの表を作ってるほどというふうに分かったところでございます。

**○酒井豊実委員** 我々は議員ですが、今7つの選挙区から選出されているのですけれども、議員もこの協議会の中へ取り込んでやるべきではないか、なぜ入ってないのだというようなことを直接言われたのですが、この意見交換会の中では議員との関係というのは何か御意見がありましたでしょうか。

**○市民部長** 全く出なかったということではございません。やはり議員さんの区協への参画の仕方、関係のかかわりの在り方について御意見はありましたけれども、それほど強くというか、積極的な御発言の中であったというふうには認識しておりません。

**○稲葉大輔委員** A4の資料の3、再考したイメージ図について確認ですけど、右側は委員会の案ということだと思うのですが、2層目の最大で50のところは、一番最後に【任意】と書かれておまして、左側の当局案は、特にそういった記載がないです。私の認識では、左側の当局案の3層目という最大で50は任意だった気がして、この辺の意図がもしあるようでしたら説明をお願いいたします。

**○市民部長** まず、右側のほうから説明をさせていただきます。ここで任意と書かせていただいているのは、網かけが特別委員会の意見で言うと、1層目と2層目が7と50のところ協議会の体制をつかっていくというお話になっていたかと思えます。そうなりますと、2層目というのは、協議会の枠の中で一定の組織を置いていく、置いていかないという議論がどうしても出てくるということになって、それについては、任意ですよということをお示しさせていただいているものでございます。これは、これまでの特別委員会の中でもそうした方向のお話はあったかと思っています。

対しまして、左側の図の最大で50というところについてですが、これは御覧のとおりいわゆる区協議会の体制の外側といいますか、その下に50地区自治会連合会を単位とするような想定における、その地域の声を拾い上げる組織というのでしょうか、そうしたものを用意していく必要があるということで書かせていただいているのですけれども、何かの組織を改めてつくっていくことを想定しているわけではなくて、例えば現行の地区自治会連合会さんですとか、地区社協の皆さんですとか、そうした意見をおっしゃっていただけるような団体なり、人というのでしょうか、そうしたところから声を吸い上げてくるということを想定しているのです、点線の枠組みの中に書いてありますが、これから強化していくコミュニティ担当職員が、できる限り地域の中へ入り、地域団体の会合等に顔を出しながらそうした意見をすくい上げてくるといったことも想定しているのです、任意というのはあえて書かせていただけないというふうに御理解いただければと思います。

**○稲葉大輔委員** 分かったような、分からないような……。

**○市民部長** 協議会の体制としては、もともと協議会の枠組みからは外れて意見を聞くところを設けていかなければいけないだろうということを書いているものですから、これは組織をつくるという意味ではないということで、任意ということを書かないでお示したということです。

**○稲葉大輔委員** 右側の2層目というのはつくってもつくらなくてもいいけど、協議会ですよということですね。そういうことですね。

**○太田康隆委員** 自治法を根拠とする区の協議会にするのか、そうではなくて、新潟がそうしたよう

な条例でもって置くような区の協議会にするのか、という議論がありました。それについて結論は出ていないと思うのですが、この段階では根拠法はどこに置くのかというのはどんなイメージでこの図を見ればいいのか。

○高林修委員長 もう一度確認の意味で、市民部長、お願いします。

○市民部長 特にこの意見交換会の中では、こちらが自治法の何条でということをあえて説明しているものではないかもしれませんが、イメージというか、根拠は何かというお話になればこれまで特別委員会の中でもお話ししているとおり、今太田委員もおっしゃったとおりで、区協議会の定めが自治法にございますので、それを根拠にして立てていくと。一般的な協議会については、いわゆる附属機関の設置を定めた条項、自治法の条項によって立てていくということで、その考え方は今までと変わっていないということでございます。

○太田康隆委員 その設置を法的にどう裏づけるかということについては、今後の議論ということで理解すればいいですね。

○市民部長 はい、結構です。

○加茂俊武委員 A4の右側は、委員会のという話ですが、一番上の白抜きの3ということを委員会で特に議論した記憶がないです。これをあえてここに書いた最大の理由と、現時点で市はどういう組織として考えているのかをちょっと聞かせてもらいたいのですが。

○市民部長 これは、当局として確定的な意図を持って書いているものではないということ、まず最初にお断りをさせていただきますが、なぜこういったものを資料の中にお示ししたかということでございますけれども、右側の協議会の体制になりますと、現行の区の単位を基本とした7つの協議会が1層目ということになります。これはこれで、そこで意見の集約をしていくということはいいいわけですが、実際にはその上に3つの区につながっていくということになります。これは、A3横のもので御覧いただければ如実に見えてくる場所ですけれども、つまりここで言うと真ん中の7というところをずっと横に見ていただくと、7つの単位になっているということでございます。これが1層目ということになるものですから、ここでとりまとめた意見を、区としてどう意見を挙げていくのかが、右側の協議会の体制では実際にうまく見えないうところがあります。

そうすると、事務方とすると、この1層目でとりまとめた意見をどのように区長へ挙げていくのか、さらにその上の区政担当副市長、市長へどのように挙げていくのかという構造は、やはり協議会の外側の体制でもいずれ必要になってくるだろうと考えまして、協議会の体制の中にと3層になってしまいますので、そうではなくて、区長との意見交換の場ぐらいは最低でも必要ではないか、ということでお示しさせていただいたものでございます。

○加茂俊武委員 おおよそ分かりました。7つある協議会の代表者が集まって区長と話をする機会を設けたいみたいなイメージですね。

○市民部長 イメージとしてはまさにそういったものでございます。

○加茂俊武委員 それも含めて、また今後議論していけばいいと思っています。

あと1点だけお願いですが、北区の場合だと現状、連合自治会長がA区なのですね。B区というか、北区の連合自治会長は、現状7つの中に入っていないので、そういうところがあるということを承知しながら、自治会連合会とか区協議会の意見を今後どういうふうに聞いていくのかということをおいてほしいということをおっしゃいます。

我々のほうでもまた自治会の意見を確認してやっていきたいとは思っています。

**○市民部長** まさに御指摘の部分については、2回ほど自治会連合会長7人の方々とは意見交換をして、その中でも一つの論点として挙がってきております。

どのようにそこを構成し直すか、これは基本的には連合会内部でのお話ということは連合会長さんたちもおっしゃっていただいているのですけれども、そうなったときに市がどう協議会の体制と結びつけていくのか、関係性を構築していくのかについては、今後しっかり話にのってもらわないと困るよ、というお話はいただいております、当局としてもそれは深く認識している状況でございます。

**○加茂俊武委員** ちょっと特殊な事情があるので、例えば北区自治会連合会や北区協議会でしっかりと意見集約をすとか、北区の自治会連合会長会みたいところで意見を聞くとか、そういう会も設ける必要があると思うので、また一考していただければと思います。

**○高林修委員長** 私からも、委員会で今の加茂委員の御発言があったということは伝えていただきたいと思いますので、自治会連合会のほうによろしく願います。

**○松下正行委員** 前にも議論があったと思うのですが、地方自治法に基づいた区の協議会か、ただの条例だけの協議会かという中で、例えば浜松市として協議会に諮問したいというときには、条例でつくった協議会であっても諮問はできるということでもいいですか。忘れてしまっている部分があって、そこを整理したいので聞きたいと思います。

**○市民部長** 確かに、以前委員会の中でも御質問いただいて、基本的にはどちらの形であっても遜色なく機能は設けていくことができるというところで、これは最終的に条例で決めていくこととなりますので、機能として何か不備があるとか、落ちるとかはないものと考えております。

**○酒井豊実委員** 2つありますが、1つはA3横長の図ですけれども、2段目の旧中区とか全部頭に旧が入っているのですが、その書き方は非常に違和感がありますので、正していただきたいというのが私の意見です。

それと2点目は、旧中区のその下、50の中に三方原が入っていますけれども、これは案の中では北区からA区へ入る三方原を表現しているのか、また違う三方原なのか、その辺の確認をお願いします。

**○市民部長** 表記については、様々、御議論、御意見あろうかと思われまので、そこは受け止めさせていただきたいと思います。ただ、中区と書くと一番上のA区はどうなるのかという話になるので、あえてそういうふうに書かせていただいたところです。

あと、三方原については、新たな何かを想定しているものではありません。冒頭申し上げたとおり、現状の地区の単位がどういう形で樹形図的につながるのかというのをお示ししているのです、この三方原については、現行の三方原地区自治会連合会を想定して書かせていただいております。

**○酒井豊実委員** ぱっと見ますと、現状も中区に三方原が入っているようなグループ分けに見えるのですけれども、そうではないのですか。

**○高林修委員長** 酒井委員、申し訳ないけれども、恐らく違和感を持たれるのは酒井委員だけで、今まで議論してきた委員の皆さんは腑に落ちていると思いますよ。余りそのようなことで時間取らせなくてください。願います。

ほかに御意見ある方。

**○太田康隆委員** 先ほど松下委員も触れられたのだけれども、要するに根拠法を何とするかというのを僕はもう余りこだわらない。以前のようにこだわらないのだけれど、報告、諮問、答申をきちんと協議会で機能させていくと、まさに当局の姿勢が問われるだけの話だろうと思いますので、ぜひ以前から当局が言っている浜松市の民主主義というのは、議会と住民自治ですね、議会とこの区の協議会、今

度は区の協議会だけでなくと思うけれど、そこがまさしく機能してこそ住民自治が実現していくとずっと言い続けているわけだから、きちんと報告、あるいは諮問、答申をきちんと意見もそこで反映させていくという、そこだけしっかりしていれば僕はいいと思うので、ぜひそこを議論してもらいたいということです。

**○市民部長** 実はそうした御指摘については、区協の会長さん方との意見交換会の中で現状の課題とその改善という意味合いの中で御指摘を頂いたところでございます。結局、現状の区協議会については、いわゆる単なる追認機関になっているのではないかと、というような厳しい御意見を頂いていて、新しい協議会については、住民の皆様と行政がきちんとキャッチボールができる体制、それも実質的にそういったものが現実的にやっているという働きが見えるような組織にしていかなければならない、という話をいただいております、まさにそこが改善の大きなポイントだろうと思っています。

そうした中で、例えば建議・要望については、住民の皆様発意の問題提起というお話になります。一方で諮問、答申というのは、市側の発意による問題提起というのか御審議いただくものということで、これについてもそれぞれキャッチボールという意味で機能としては必要だろうと思っております。

どちらかという、やはり建議・要望のような形をできる限り増やしていきたいということがありますが、一方で諮問、答申についても、全くゼロにするということでは協議会の意義が半分なくなってしまうことになりまますから、今の追認のような諮問、答申というのは見直す必要があると思えますし、その諮問、答申の数というのもきちんと精査をしていかなければならないと思います。

最低限住民の皆様にご意見を伺わなければならない案件については、やはり諮問、答申といった機能も当然持たせていかなければいけないだろうと、その2つをきちんと整理しながら運用を立てつける必要があるかと考えております。

**○太田康隆委員** まさに部長が触れていただいたその目的がきちんとしていけば、どういう形がいいのかということを考えていけばいいわけで、区の数というのは行政がサービスを提供していく段階で幾つの形がいいのかという議論の中でしてきたことです。協議会というのは、今度は逆に住民の皆様さんのキャッチボールとか声を反映しやすい形、そこが機能する形ということからすれば、当然、意見交換している区の協議会であったり、自治連合会の皆様さんの声を尊重しながらやっていくと、例えば最終的に3つの区に合わせて区の協議会を収れんしていきたいという思惑を行政側が持っていたとしても、少なくとも現状を前提としてどういう形が運用しやすいのというのは住民の皆様さん、役員の皆様さんの声をできるだけ尊重して決めていってほしいと、それだけお願いしておきたいと思えます。

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方。

**○鈴木育男委員** 要するに、先ほどから話が出ている市にとっては、アリバイづくりが一番上でうんと言ってもらえれば楽だよと、こういう話になる、当然ですよ。

それで、私が言いたいのは、例えばちゃんとした機能としたときに、一段落とすごとに時間がかかるわけだよ、なかなかこれはやりきれぬ話ではないというのは想像できるのだけれども。そういったところが逆に行政も我々に対していろいろなことを判断してほしいと言ってもらえることが市民との信頼関係をつくることだと私は逆に思うのですよ。だからそこら辺が一番難しいところだなどと、どのくらいまで下ろすか分からないけれど、それで初めて建議・要望を下から上げていって初めてボトムアップということになるわけですね。

これは一番本当に大事で、C区の在り方、B区の在り方、A区の在り方が変わっても仕方がないところがあるので、いずれにしてもそういったことをしっかりとできる体制をつくってもらおうというのが第

一義ですよ。

もう一つは、正直言って浜松の場合はある程度、自治会中心に考えていかないといけないこと、これは間違いない。間違いないのだけれど、自治会の人たちの負担、いろいろなことでやってられないよ、みたいなどころがある。ですから、そうしたことも非常にいい機会なので、自治会の役割はどう在るべきかを行政側もしっかりと考えていただきたい。申し訳ないが、簡単に言うと行政の都合のいいにこにしているのです、そういった傾向が連合会に出ると、こんなことも頼まれた、これをいつまでに報告しなければ、こうせなあかんと、辟易としているわけです。それを忘れた自治会長が怒られているようで、自分で区役所に届けろというようなことを言われているわけですよ。

だから、そういうところをどうしていくかということも、すぐぱっぱとはできないかもしれないけれども、自治会の人たちとしっかりと話し合っていて、こういう方向でいきますからそれについてはこういったことも今後一緒に考えていってください、みたいなことでつなげていってほしい、それが一番大事ですよ。いい機会ですので、いろいろと御提案していただいて協議をしていければと思っています。

**○市民部長** やはり、区の自治会連合会長さんとの意見交換の中では、協議会のお話に限らないのですけれども、これ以上の負担が単純に増えていくということではとてもやりきれない、というお話は、真っ先に頂いている御意見でございますので、これについては当然この機会を捉えて、新たに協議会をつくっていくということは、これはどうしても必要なことになってくるものですから、であればほかのところをどうしていくのかというのを併せてお話をさせていただく必要はあると考えております。

この機会を捉えて、まず自治会連合会の皆様、住民の皆様にも単に御負担が掛かるだけではないという体制もつくっていかねばいけなくて、そこは念頭に置いて進めてまいりたいと思います。

**○鈴木育男委員** 聞いてやるから聞いてよ、です。一番大事なところはそこです。よろしくお願ひします。

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** 私から出ている資料についての補足ですが、このA4の2の新たな体制構築に向けたキーワードというのは、意見交換会の中で出た言葉でありまして、それに対して当局が見直しのポイントはこういうところではないかということが書かれております。2と3それぞれに関連性のあるところがあり、例えば行政サポートの充実というキーワードに対してはコミュニティ担当による支援を強化するとか、組織の継続性については組織を例えばスリム化するとか、そういうふうになると思います。このキーワードと見直しのポイントについてももう一度御覧になっていただければと思いますが、市民部長、それでよろしいですか。

**○市民部長** はい。

**○高林修委員長** それでは、協議会の在り方につきましては、今回の7つの区・自治連の協議会の意見交換のほかに区割り案の内定説明会においても多くの御意見をいただいております。地域住民の皆様の御意向を尊重することが重要だというのは申すまでもないと考えております。

次回協議の際は、これまでの内容を踏まえた資料を改めて当局から御提示いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。次回以降の委員会ですが、前回は承されました6月までの協議スケジュールに従いまして、先ほどのパブリックコメントの結果とそれから今日の協議会の在り

方に加えまして、スケジュールに書いてありますが、デジタルの活用、区の組織編成、職員配置、主要組織の組織編成、職員配置の5項目について協議をする予定でございます。

日程については、先ほど加茂委員のところでお話をしましたが、5月の区割り案決定に向けてスケジュールも非常にタイトとなっておりますことから、4月についてはまず18日の午後、それから下旬の2回の開催を考えております。下旬のほうも午後になりますが、この間は非常に短い期間になると思いますので、よろしく申し上げます。

委員の皆様には調整の上、後日改めてお知らせをすることといたしますので、御承知おきください。以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

14:44